

平成21年度

文化財の保存と活用の新たな方向性の提言

平成22年2月22日

加西市文化財審議委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 歴史遺産の活用について	1
①地域社会による持続性のある歴史遺産マネジメントづくり	2
②マネジメント計画の策定	2
③地域づくりならびにツーリズムとの整合	2
④小中学校との学舎連携と社会教育	3
⑤歴史資源の保全と活用	3
3. 指定文化財等への取組みについて	3
①指定文化財防火・防犯体制の強化	4
②現行法制度等による積極的な保存活用	4
③（仮称）地域遺産の登録（認定）制度の創設	4
④文化財保存会の活性化	5
4. 郷土資料の保存と活用について	5
5. 広報活動等について	6

1.はじめに

文化財保護行政は、かつて開発事業や生活様式の変化等から文化財を守り継承することに重点がおかれていました。しかし、近年の社会情勢や国・県の動向をみると文化財の対象分野の拡充とともに保存だけでなく社会関係資本として捉え、継続的な活用が求められています。このことから加西市においても取組みへの充実が期待されます。

古来、様々な形で存在し継承してきた文化財は、地域の文化および自然の中で育まれ、地域の歴史や特色を色濃く表しています。文化財が成立した背景には各々の物語があります。物語には、歴史・自然・文化的諸要素が相互に入り混じり、人々の地域における営みの総体として表現されています。

兵庫県教育委員会では、文化財が内包する社会関係資本も取り入れた新しい概念である「歴史文化遺産」^①を提唱し、指定未満文化財も包括した活用プランであるガイドラインを表しています。本市においても地域の視点から歴史文化遺産（以下、歴史遺産という）を総合的に把握し、地域再生や住民の誇り・心のよりどころとして活用を図る方策が望まれます。

また、歴史遺産の活用は、地域を活性化する方法として多くの自治体が市民と一体となり取組みを始めています。例えば、福岡県太宰府市の「市民遺産」、山口県萩市「萩まちじゅう博物館」などの市民協働による活動が代表的事例としてあげられます。歴史遺産の再発見と住民が主体となった継続的な利活用は、地域づくりに一定の成果をあげ、都市間の競争に打ち勝つ「強み」と「魅力」になっていると評価されています^②。

これには、歴史遺産活用を地域住民や文化財保存会・NPO など4者が連携し関わり続けるマネジメントが望まれます。マネジメントを通じた活動が「地域おこし」、「まちづくり」、「人づくり」、「ふるさと観光」に繋がり、歴史文化を活かした地域づくり、地域を愛する人づくりへ進展するものと考えます。

2. 歴史遺産の活用について

地域社会の特性を示す歴史遺産は、地域や住民などが懐かしむ対象としてだけでなく未来に向かって一步を踏み出す道標といえます。

文化財に対して関心を示さなかった地域や市民を、いかに関心を持たせ文化財愛護活動の渦に巻き込み、歴史遺産に対する愛護意識の醸成を高めるかが課題です。また、ボトムアップ方式により発露した住民意識を積極的に理解し、市民活動を支援する方策を探り、助言や協働による取組みが望まれます。

①地域社会による持続性のある歴史遺産マネージメントづくり

歴史遺産は、住民の身近な生活領域に存在する生活様式であり空間です。特別なものでなく、今は価値が顕在化していないだけの本物を対象とします。この遺産を地域ならびに住民が主体となり保存活用に取り組むことが原則です。マネージメントを行なうにあたり自らの地域社会を知るリスト作り、それを評価したカルテを作成し周知することが保存、活用への第一歩であり、同時に情報を共有することになります。

埋蔵文化財行政には、遺跡地図作成による「埋蔵文化財包蔵地図」という仕組みが既に講じられています。これは、指定や指定未済という遺跡評価に関わらず遺跡を網羅し、遺跡という情報を共有することで保存と開発計画との円滑調整を図る基礎資料として一定の評価を受けている事例が参考になります。

地図情報データベースを作成することは、情報管理と利用システム管理機能を併せ持つことになります。さらにデータベースの更新は、個々の歴史遺産カルテを継続して作成していくことであり持続するマネージメントが期待できます。

②マネージメント計画の策定

歴史遺産の保存活用は、歴史的まちなみ、寺社仏閣や鎮守の森で代表されるような文化的で魅力があり誇りの持てる快適な生活空間を護持することが目的の一つです。ストックだけの文化財から歴史遺産を使いこなし続けることで、まちづくり、地域づくりを行なっていくことになります。しかし、歴史遺産の個々には物語があるように、複数の歴史遺産を包括する地域では、地域性や独自性があり、それにあつたマネージメント計画の策定が必要となります。

また、あまり関心を示さなかった地域ならびに住民に対しても保存活用に参加を促す施策の展開が必要であり、人づくりもマネージメントの重要な柱として据える必要があります。

③地域づくりならびにツーリズムとの整合

特色ある地域を地域住民と共に醸成さす施策の推進は、文化財行政担当課だけの取組みでは困難です。これには、都市計画や農村環境・景観計画ならびに観光行政担当部課など行政横断的に連携した総体的取組みが必要です。行政間の連携により地域おこし、まちづくりだけでなくヘリテージ・ツーリズムなど観光資源として具現化することが期待できます。

また、事業の方向性を持たすためにも上位計画である市総合計画や都市マスタープランなど関連計画に反映させ整合性を持たすことが望まれます。

④小中学校との学舎連携と社会教育

市内で開催される歴史系イベントや講座では、参加者の高齢化とともに男性参加者が多数を占める傾向があります^③。若年層ならびに女性層の参加を促す働きかけを学校教育現場や市内郷土史研究会などと協力し、推進していく必要があります。

小学生の環境学習や伝統文化を学ぶ学習機会や歴史遺産リストづくりなど地域再発見プログラムなどを学習カリキュラムに組み込み、中学生にはトライやる・ウィークなどで本物の素材を通じた体験活動などの感動が郷土を愛しむ意識を培い、教育力も活性化するものと期待できます。また、出前講座や教職員研修への参与なども教育現場との連携を深めていくことが望まれます。

一方、市民参画による埋蔵文化財発掘調査プロジェクトや埋蔵文化財整理室の有効利用ならびに各種イベント親子教室の継続的開催などは、地域を知り地域に興味を持つ事業として家族の交流や世代間交流の良い機会となり、老若男女まで対象を広げる手段として有効と考えます。

⑤歴史資源の保全と活用

従来文化財保存活用では、歴史資源個体ごとの保存・管理計画と整備・活用計画に関連性を持たしつつも別次元で策定しています。今後は、地域と一体的にマネジメントすることが望まれ、一貫性の有る保存整備と管理活用計画が必要です。

真実性の担保による史跡や歴史建造物等の整備は、本物の歴史を新たなシンボル空間として従来の居住空間に創造することになります。計画当初から市民協働作業を経た整備と管理は、地域に溶け込み、親しみのある歴史的景観として地域や市民と共生できるものと考えられます。

つまり、歴史遺産を保護するには、地域住民が適性と思う住環境や自然環境整備にも視点を向けることが重要です。これらを経た整備では、地域住環境等の付加価値が発生し、観光資源としての効果も期待できます。この活動は、地域、住民、所有者や行政などが将来に向けて協働で管理を担うことにもなり、十分な説明と理解を得ることを必須に産官学民連携による取組みが望まれます^②。

また、歴史遺産個体の整備だけでなく周辺の歴史遺産群とともに物語性のある複合体として捉える視点は、相互の活用効果が増すことになります。

3. 指定文化財等への取組みについて

指定文化財の保護は、原則として所有者が管理運営の責を負いますが、保存管理指導の徹底からも文化財保護行政体制と文化財保護予算の充実が求められます。

また、民俗文化財、建造物や美術工芸品等の有形文化財、演劇や音曲等の無形文

化財及び史跡名勝天然記念物など文化財属性に応じた従来の指定制度等の運用とともに文化財属性を横断的に繋ぐ市独自の緩やかな保存継承制度の設立が望まれます。

①指定文化財防火・防犯体制への強化

各地では、火災や盗難による文化財被害が多発しています。所有者や地域では、日頃から防災・防犯体制づくりを培う必要があります。日常安全管理の徹底と体制点検を行うような意識変革には、消防署・警察署等の関係機関と協力し取組まねばなりません。

本市においても文化財の保全には、積極的な環境整備の取組みが望まれます。特に、指定文化財の防火防犯施設整備については、公的助成を引き続き行なうことが望まれます。

②現行法制度等による積極的な保存活用

本市では、市史編纂に伴い周知の指定文化財をはじめ新発見の文化財について学術評価を行なってきました。この成果をもって指定文化財候補物件の再発掘を行い、市指定文化財では国・県指定文化財へと上位機関の指定制度を有効に活用していく必要があります。

また、指定未満の文化財は、国・県登録文化財制度を活用することで地域の誇りや潜在的価値を広く表出するものであり、地域活性化に弾みをつける要素となりえます。

歴史遺産は、まちづくり、地域づくり、人づくり等の核となる素材ですが、同時に周辺環境の保全もあって成り立つものです。国では、それを補完する法に文化財保護法、景観法、歴史まちづくり法、都市計画法等の現行法制度を整備しており自治体の積極的な取組みを期待しています。については、国・県施策との整合性を持たせた特徴ある指針の策定が望まれます。

③（仮称）地域遺産の登録（認定）制度の創設

歴史遺産は、文化財単体で成り立つのではなく、文化財属性や環境を横断的に繋いだ総体として成り立ち固有の物語を待っています。また、歴史遺産は、少数の指定文化財以外に多数の指定未満の文化財で構成されます。ここで言う（仮称）地域遺産は、歴史遺産の中にあって主に指定未満の文化財であり、指定文化財以上に市民生活に密着しているものです。

（仮称）地域遺産の登録（認定）制度は、住民が率先して歴史的空間・時間等の潜在的価値を再評価し活用する制度をイメージしています。市民や地域が残したいという説明を誰もが第三者に容易に行なうことができ、その価値や歴史が理解される必要があります。また、登録（認定）には、地元区長・NPO・文化財保存会等の市民団体等による推薦を理想とし、審議には第三者委員会の設置が望ま

れます。

地域遺産の掘起しや活用提案を行なう市民アドバイザーの養成、歴史遺産マネージメント等とあわせた人材育成も必要です。地域遺産再発見という地域ぐるみの活動は、人材育成を促進し、郷土愛へ高まりとともに地域資源化に向けた地域活性化に繋がるものと期待されます。

④文化財保存会の活性化

指定文化財等の管理・活用は、所有者ならびに地域の協力と理解が不可欠です。特に、民俗文化財や有形文化財等は、地域の誇りとして、また紐帯として重要な役割を担っています。

しかし、近年は、地方人口の減少化現象、少子高齢化ならびに生活様式の多様化や地域経済の疲弊等が要因となり、良好な地域関係においても徐々にダメージを与えています。文化財を支える人口の減少、指導者不足、地域意識の希薄さが重なり、さらに財政不担の増加と悪循環を生み深刻な状況となりつつあります。地域では、文化財等の管理・運営や経費負担等の調整を目的に文化財保存会（以下、保存会という）を組織し、厳しい状況のもと護持に努めています。

このような社会状況下、国指定民俗文化財「万願寺の鬼会」保存会の活動が注目されます。地域と一体となり、情報発信を行なうことで交流の輪を広げ、地域資源として文化財活用を図ろうとする活動です。保存会だけの活動でなく、地域内の自主活動を相互に連動させ補完することで地域の魅力や文化力を高めものと評価できます。この活動が保存会活動の活性化とともに地域活性化に繋がるものと期待されます。

保存会活動は、地域住民が主体となり活動を続けるものですが、官学民が連携したソフトならびにハード面への取組み支援も望まれます。文化財保存会自らが主体的に実施する地域研究、知識の普及、技術継承などの活動は、地域への愛着醸成へと繋がります。また、保存会活動への若年・女性層の参加を促す取組み、町外サポーターなどの参加も検討の一つといえます。文化財の維持だけの保存会活動から保存会を核とした開かれた保存会活動へと活動転換を図ることで、新たな人材育成ならびに獲得も期待でき、観光などによる交流人口の増加と情報交流からは地域経済への波及効果も期待できます。

4. 郷土資料の保存と活用について

郷土資料は、市民や地域に関する一切の資料であり市民共有の財産です。市民の知る権利を保障していくうえで行政の責務で整理・保存管理ならびに公開を行なう必要があります。地域展の開催などは、その一つであり細やかな情報発信を継続して行なうことで還元を図ることが望まれます。

文化の継承や創造の基礎には、郷土資料の活用が有意義です。市民文化意識の向上と活用促進を図るうえには、保管・活用機能を持った適正な施設と計画的調査・研究が行なえる体制づくりも必要です。

5. 広報活動等について

マスメディアによる文化財情報は、一般的に好意的に取扱われます。特に、埋蔵文化財情報は新たな発見との側面から報道各社で大きく取り扱われる場合があります。市民関心度は、報道による効果は大きいものの、一過性報道では時間経過とともに興味も薄れがちになるとの指摘があります。

しかし、報道等の公報活動は、地域おこしや地域資源等の情報として有効な手段であり継続的活動が望まれます。例えば、シリーズ企画や新聞文化面で掲載される興味深い情報を計画的な整理・研究・報告によりマスメディアを通じてPRし、継続することが市民の関心度を高める手段と考えます。

行政機関が開催する各種イベント情報は、マスメディアでは地味な取扱いとなる傾向があります。そこで地域情報発信等は、文化財保存会やNPOを中心としたまちづくり、地域づくりなどの各関係団体の自主事業として積極的に展開することが望まれることから新聞社等の支援を視野にいたした事業計画も検討する必要があります。

①国指定民俗文化財「万願寺の鬼会」は、修正会の儀式として舞われますが、民俗文化財としての価値だけでなく舞台（本堂・未指定）と本尊（中世、未指定）の三者ならびに周囲の自然が一体となり執り行われ続けることが重要で、どれ一つとして欠けてはならないものです。これらを地域の宝とし総体として捉える視点です。

②「萩まちじゅう博物館基本構想」萩市(2003)

「太宰府市文化財保存活用計画」太宰府市(2005)

③「平成20年度・21年度加西市史歴史遺産活用アンケート調査結果」加西市ホームページに掲載

④白神博昭、西山徳明 「空間文化財」の保存活用のための計画立案に関する研究『日本建築学会九州支部報告第43号』(2004)